

労働保険とは

労災保険と雇用保険の総称。通常はその両方を一元に適用・成立させている（一元適用事業）が、建設業その他いくつかの事業では、労働保険と雇用保険を別々に成立させている（二元適用事業）。一元適用事業の場合、労働者保護の性質上、労働保険料はすべて事業主の負担となる。二元適用事業については、労働保険については労働基準監督署、雇用保険については公共職業安定所（ハローワーク）に届出を行う。二元適用事業には、都道府県・市町村またはそれに準ずるもののが行う事業（学校運営等）、規定の港湾の運送業、農林水産業、畜産・養蚕業、建設業がある。

労災保険とは

労災保険は労働基準法による災害補償制度を補完することを目的として発足した国の保険。具体的には、労働者が業務上又は通勤途上において災害に遭い、負傷又は疾病にかかり、障害を残し又は死亡した場合に、労働者又はその家族に必要な援助を行う。

個人事業主とは

株式会社等の法人を設立せずに自ら事業を行っている個人のこと。事業主1人のみ、家族のみ、あるいは少数の従業員を抱える小規模の経営が一般的であるが、制限は無く、大規模な企業体を経営することも出来る。

一人親方とは

建設業・林業・職業ドライバーなどで、労働者を雇用せずに、自分自身と家族のみで事業を行う事業主のこと。労働基準法上、労働者とはみなされない。しかし、現実的には、他の労働者とともに働いているため、災害にあう危険性は労働者と同じである。

一人親方保険とは

労災保険とは労働者が仕事中のケガや通勤途上で事故に遭ってしまった場合の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う国の保険制度であるが、この制度は基本的に労働者を対象としているため、一人親方や企業の役員等の労働者でない者は対象外となる。しかし、対象外とされた人の中にも、労働災害に遭う危険性は通常の労働者と変わらず、労働者に準じて保護することが適當といえる人もいる。そこで、これらの人も労災補償を受けることができるよう、特別に労災保険に任意加入が認められているのが一人親方労災保険の特別加入制度である。